

相模原市がん検診受診促進パートナーに関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市(以下「市」という。)が、がん検診の受診啓発活動に積極的に取り組む企業及び団体(以下「企業等」という。)を相模原市がん検診受診促進パートナー(以下「パートナー」という。)として登録し、がん検診の受診を促進することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 パートナーは、市内に本店、支店、営業所、事業所その他活動の本拠を有し、がん検診の受診啓発活動に積極的に取り組む意欲を有する企業等を対象とする。

(登録要件)

第3条 市は、次の各号のいずれかの活動に積極的に取り組む企業等をパートナーとして登録するものとする。

- (1) 従業員に対するがん検診の受診勧奨
- (2) 従業員にとって、がんの療養及び家族の看護がしやすい環境の配慮
- (3) 従業員が、がんを理由に不利益な扱いを受けないような配慮
- (4) がんの予防及びがん検診の重要性等についての正しい知識の普及
- (5) 市が実施するがん検診の普及啓発やがん対策の取組への協力
- (6) その他がん検診の受診促進に関する取組

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する企業等については、登録しないものとする。

- (1) 暴力団(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの
- (3) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、薬事法(昭和35年法律第145号)、健康増進法(平成14年法律第103号)その他の関係法令の規定に適合し

ない食品及び医薬品等を販売するもの

(5) がん検診の実施機関及びがん検診の普及啓発を目的に設置されたもの

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業を営むもの

(7) 特定の政治活動や宗教活動を行うもの

(8) その他市長が不相当とみなしたもの

（申込み）

第4条 パートナーとして登録を希望する企業等は、市長に対し、相模原市がん検診受診促進パートナー登録申込書（第1号様式）を提出するものとする。

（登録）

第5条 市長は、企業等から提出された申込書の審査を行い、登録要件を満たしていると認めた場合には、パートナーとして登録するとともに、申込者に対し登録証（第2号様式）を交付するものとする。

2 市長は、提出された申込書の審査に当たり必要があると認めた場合は、申込者に対し聞き取り等を行うものとする。

（登録の有効期間）

第6条 パートナーの登録の有効期間は、登録の日から当該年度の末日までとし、登録した企業等（以下「登録企業等」という。）から登録解除の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（支援）

第7条 市長は、登録企業等に対しがん検診に関する情報を提供するとともに、登録企業等の取組内容について市ホームページへ掲載すること等により市民に広報するものとする。

2 登録企業等は、パートナーであることを名乗ることができる。ただし、商品の販売、サービスの提供その他個別の営業活動に当たり当該商品等にパートナーであることを表示してはならない。

（登録の解除）

第8条 登録企業等は、登録を解除しようとするときは、登録を解除しようとする日の7日前までに市長に対し登録解除届（第3号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、登録企業等が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告その他何らの手続を要することなく、登録を取り消すことができる。この場合において、

登録を取り消された企業等は、登録証を市長に返還しなければならない。

(1) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。

(2) 第3条第1項に定める登録要件を満たさなくなったとき。

(3) 第3条第2項に定める登録しない要件に該当することが判明したとき。

3 前項の規定により登録を取り消した場合において、市長は、これにより生じた損害の責めを負わない。

(報告)

第9条 登録企業等は、毎年度のがん検診受診促進の取組状況について、当該年度の翌年度の5月末までにがん検診受診促進取組報告書(第4号様式)により市長へ報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。